

青森公立大学交流施設規程

平成21年4月1日

規程第129号

改正 平成31年 3月規程第23号

改正 令和 8年 3月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広く学生、地域住民、学術文化関係者等の交流を促進し、学術文化の向上を図り、もって国際的教養人の育成及び地域社会の振興に寄与するため、青森公立大学交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 交流施設の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交流会館
- (2) 国際交流ハウス

(業務)

第4条 交流施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交流施設の利用に関すること。
- (2) 学術、芸術等の紹介及び振興に関すること。
- (3) その他第2条に掲げる目的を達成するために必要な業務

(開館時間及び休館日)

第5条 交流施設の開館時間及び休館日は、使用者の利便性及び交流施設の運営の効率性を考慮して、細則で定める。

(使用の承認)

第6条 交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により交流施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 理事長は、第6条第1項の規定による使用の承認を受けようとする者又は使用者(次項において「使用者等」という。)が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を拒み、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 交流施設の施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) この規程、この規程に基づく細則又は第6条第2項の承認の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (7) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動を目的として使用するとき。
- (8) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動を目的として使用するとき。
- (9) その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、使用者等に損害があっても、理事長はその責めを負わない。
(特殊物件の搬入)

第10条 使用者は、交流施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
(損害賠償)

第12条 使用者は、その使用により交流施設の施設又は物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 使用者は、交流施設の使用を終了したとき、又は使用承認を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかにその使用に係る施設又は物品を原状に復さなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、理事長においてこれを代行し、その費

用を使用者から理事長が徴収する。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、青森市交流施設条例（平成17年青森市条例第136号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第6号）

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

基本使用料

区分			午前	午後	夜間	全日	
			9時～12時	1時～5時	6時～9時	午前9時～午後9時	
交流会館	講堂(固定席) 768席	平日	16,200円	24,300円	24,300円	58,300円	
		土曜日	16,200円	36,460円	36,460円	80,200円	
		日曜日	24,300円	36,460円	36,460円	87,490円	
		休日					
	交流ホール	330m ²	6,950円	10,440円	10,440円	25,050円	
国際交流ハウス	ミーティング ルーム1	46m ²	960円	1,450円	1,450円	3,480円	
	ミーティング ルーム2	46m ²	960円	1,450円	1,450円	3,480円	
	ミーティング ルーム3	45m ²	940円	1,420円	1,420円	3,400円	
	茶室	37m ²	780円	1,170円	1,170円	2,800円	
	宿泊室 Aタイプ	75m ²	4人で使用する場合	1日 9,950円			
			3人で使用する場合	1日 8,900円			
			2人で使用する場合	1日 7,850円			
			1人で使用する場合	1日 6,800円			
	宿泊室 Bタイプ	30m ²	2人で使用する場合	1日 3,990円			
1人で使用する場合			1日 2,930円				

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 入場料が1人につき500円未満の場合 基本使用料の3割増しの額
 - (2) 入場料が1人につき500円以上1,000円未満の場合 基本使用料の5割増しの額
 - (3) 入場料が1人につき1,000円以上の場合 基本使用料の10割増しの額
- 2 入場料を徴収する場合において、準備又は練習のみに使用する場合の使用料については、前項の規定は適用しない。
- 3 使用時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とみなす。）につき、承認を受けた時間区分の欄に掲げる額の1時間当たりの額に3割に相当する額を加算した額を使用料として追加徴収する。
- 4 2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用料に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかな

る名義をもってするを問わず、交流施設に入館する者から使用者が徴収する金銭又は使用者が発行する入場券をいう。

- 7 国際交流ハウスの宿泊室の使用は、理事長が認める国際的又は学術文化的な交流事業に関し、宿泊する場合に限るものとする。
- 8 附属設備及び備品類の使用料は、午前、午後又は夜間をもって、それぞれ1回とし、1附属設備又は1備品類につき5,100円以内で細則で定める額とする。